

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別紙の報道発表資料の「1 主な改正内容」のとおり。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁危険物保安室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)のe-Govを極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、

ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省消防庁危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

総務省消防庁危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

令和5年6月1日（木）から令和5年7月3日（月）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場

合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁危険物保安室

担 当：有働

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁

危険物保安室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について

令和 5 年 5 月
消防庁危険物保安室

「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」及び「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）を以下のとおり改正する。

【概要】

1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の制御卓の位置に関する規制の緩和

近年の監視設備の技術進歩に鑑み、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を監視設備により視認できる場合は、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を従業員が直接視認できる位置に制御卓（顧客の使用状況を監視する設備）を設置しなくともよいこととする。また、これに伴って、制御卓の位置は給油取扱所内とすべきことを明確に規定する（第28条の2の5関係）。

2 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所を屋外に設置する場合の保有空地の緩和等

① 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で、蓄電池設備を屋外に設けるもののうち、以下の5つの条件を満たすものについては、出火及び類焼の危険性が低く、消火活動の困難性や他の建築物等への延焼の蓋然性が低いと考えられることから、一般取扱所の位置・構造・設備の技術上の基準のうち、特定の施設との間の保安距離の確保、建築物その他の工作物との間の保有空地の確保、危険物の流出リスクや可燃性蒸気の滞留を想定した流出防止用の囲いの設置、地盤面の危険物が浸透しない構造の整備、適当な傾斜の確保、貯留設備の設置及び電気設備の防爆規制に関する規制を適用しないこととする。

（第28条の60の4関係）。

- (i) 蓄電池設備と建築物その他の工作物との間に3m以上の空地を保有すること
- (ii) 蓄電池設備は、堅固な基礎の上に固定すること
- (iii) 蓄電池設備は、キュービクル又はコンテナ（鋼板で造られたもの）に収納されている方式とすること
- (iv) 蓄電池設備は、告示で定める基準に適合するものであること

(v) 指定数量の100倍以上の危険物を取り扱うものについては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を取り扱う設備に収納する蓄電池設備を包含するよう設けること

② JIS 等の出火・類焼対策の規定に適合したリチウムイオン蓄電池設備については、一定の火災安全対策が担保されており、これに用いられるリチウムイオン蓄電池は、固定され、電解液が容易に漏れ出すことはない判断できることから、危険物の流出リスクや可燃性蒸気の滞留を想定した流出防止用の囲いの設置、地盤面の危険物が浸透しない構造の整備、適当な傾斜の確保、貯留設備の設置及び電気設備の防爆規制に関する規制を適用しないこととする（第28条の60の4第2項）。

③ 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所のうち、上記①の5つの基準に適合するものについては、出火及び類焼の危険性が低く、消火活動の困難性や他の建築物等への延焼の蓋然性が低いと考えられることから、

- ・ 指定数量の30倍未満を取り扱うものについては、消火器（第5種）を設置すれば足りることとし、
- ・ 指定数量の100倍以上を取り扱うものについては、大型消火器（第4種）及び消火器（第5種）を設置すれば足りることとする（第33条及び第34条関係）。

3 液体を収納するプラスチック容器等の運搬容器等への収納に係る規定の追加

関係法令の規定を踏まえ、プラスチック容器又はプラスチックドラムに液体の危険物を収納する場合は、当該運搬容器等は製造されてから5年以内のものとし（第39条の3、第43条の3関係）、当該運搬容器等の外部に運搬容器の製造年月及び製造者の名称又はその略号を表示することとする（第44条関係）。

【施行日】

公布と同日。ただし、3に係る改正規定（第39条の3、第43条の4、第44条関係）については、令和6年2月1日。

○総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第五項、第十九条第二項、第二十条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第三項及び第二十九条の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)
第二十八条の二の五 前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

六 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業(以下「顧客の給油作業等」という。)を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。

イ 制御卓は、給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。ただし、給油取扱所内で、かつ、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を監視設備により視認できる位置に制御卓を設置する場合は、この限りでない。

〔ロ〇ホ 略〕

〔七 略〕

(特例を定めることができる一般取扱所)
第二十八条の五十四 令第十九条第二項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

〔一〇八 略〕

九 令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物(第四類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

(蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例)

第二十八条の六十の四 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所に係る令第十九条第二項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所のうち、危険物を取り扱う設備に収納する蓄電池設備が告示で定める基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第十二号及び第十七号の規定は、適用しない。

3 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所(指定数量の倍数が三十未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が第二十八条の五十五第二項第三号から第八号まで並びに第二十八条の五十六第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

4 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十二号までの規定は、適用しない。

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)
第二十八条の二の五 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 〔同上〕

イ 制御卓は、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。

〔ロ〇ホ 同上〕

〔七 同上〕

(特例を定めることができる一般取扱所)
第二十八条の五十四 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 令第十九条第二項第九号に掲げる一般取扱所 危険物(第四類の危険物に限る。)を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が三十未満のもの(危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。)

(蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例)

第二十八条の六十の四 〔同上〕

〔新設〕

2 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が第二十八条の五十五第二項第三号から第八号まで並びに第二十八条の五十六第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十一号までの規定は、適用しない。

3 第二十八条の五十四第九号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号及び第四号から第十二号までの規定は、適用しない。

【一〇五 略】

5【第二十八条の五十四第九号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令

第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第十二号及び第十七号の規定は、適用しない。

一 危険物を取り扱う設備の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、危険物を取り扱う設備から三メートル未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、危険物を取り扱う設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

二 危険物を取り扱う設備は、堅固な基礎の上に固定すること。

三 危険物を取り扱う設備は、キュービクル式とすること。

四 危険物を取り扱う設備に収納する蓄電池設備は、告示で定める基準に適合するものであること。

五 指定数量の百倍以上の危険物を取り扱うものにあつては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を取り扱う設備に収納する蓄電池設備を包含するように設けること。（著しく消火困難な製造所等及びその消火設備）

第三十三条 令第二十条第一項第一号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。

一 製造所及び一般取扱所のうち、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が千平方メートル以上のもの、その他のものにあつては指定数量の百倍以上の危険物（第七十二条第一項に規定する危険物を除く。）を取り扱うもの（第二十八条の五十四第九号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。）のうち、第二

十八条の六十の四第五項各号に掲げる基準に適合するものを除く。）、延べ面積が千平方メートル以上のもの、地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが六メートル以上の部分において危険物を取り扱う設備（高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものを除く。）を有するもの又は一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の一般取扱所（当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。）

二〇六 略

【2 略】

（消火困難な製造所等及びその消火設備）

第三十四条 令第二十条第一項第二号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。

一 製造所及び一般取扱所のうち、前条第一項第一号に掲げるもの以外のもので、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が六百平方メートル以上のもの

【一〇五 同上】

【新設】

（著しく消火困難な製造所等及びその消火設備）

第三十三条 令第二十条第一項第一号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。

一 製造所及び一般取扱所のうち、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が千平方メートル以上のもの、その他のものにあつては指定数量の百倍以上の危険物（第七十二条第一項に規定する危険物を除く。）を取り扱うもの、延べ面積が千平方メートル以上のもの、地盤面若しくは消火活動上有効な床面からの高さが六メートル以上の部分において危険物を取り扱う設備（高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものを除く。）を有するもの又は一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。）

二〇六 同上

【2 同上】

（消火困難な製造所等及びその消火設備）

第三十四条 令第二十条第一項第二号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。

一 製造所及び一般取扱所のうち、前条第一項第一号に掲げるもの以外のもので、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積が六百平方メートル以上のもの

の、その他のものにあつては指定数量の十倍以上の危険物（第七十二条第一項に規定する危険物を除く。）を取り扱うもの（第二十八条の五十四第九号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。）のうち、第二十八条の六十の四第五項各号に掲げる基準に適合するもので、指定数量の三十倍未満の危険物を取り扱うものを除く。）、延べ面積が六百平方メートル以上のもの又は第二十八条の五十五第二項、第二十八条の五十五の第二項若しくは第三項、第二十八条の五十六第二項若しくは第三項、第二十八条の五十七第二項、第三項若しくは第四項、第二十八条の六十第二項、第三項若しくは第四項、第二十八条の六十の三第二項の一般取扱所

〔一〇五 略〕

〔二・三 略〕

（危険物の容器及び収納）

第三十九条の三 〔略〕

2 前項第一号の内装容器等（内装容器等を他の容器に収納する場合にあつては、当該容器を含む。以下この条において同じ。）にあつては第四十四条第一項各号に定める表示を、前項第二号の容器にあつては同条第一項第一号から第三号まで及び第六項各号に定める表示を、それぞれ見やすい箇所にしたものでなければならない。

〔三〇六 略〕

（運搬容器への収納）

第四十三条の三 令第二十九条第一号の規定により、第四十三条第一項第一号に定める運搬容器への収納は、次のとおりとする。

〔一〇四 略〕

四の二 プラスチック容器又はプラスチックドラムに液体の危険物を収納する場合には、当該運搬容器は製造されてから五年以内のものとする。ただし、次条第二項から第五項に掲げる運搬容器にあつては、この限りでない。

〔五〇六 略〕

2 令第二十九条第一号の規定により、第四十三条第一項第二号に定める運搬容器（次条及び第四十五条において「機械により荷役する構造を有する運搬容器」という。）への収納は、前項（第三号及び第四号の二を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〇七 略〕

（表示）

第四十四条 令第二十九条第二号の規定により、運搬容器の外部に行う表示は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

四 プラスチック容器又はプラスチックドラムにあつては、運搬容器の製造年月及び製造者の名称又はその略号

2 前項の規定にかかわらず、第一類、第二類又は第四類の危険物（危険等級Ⅰの危険物を除く。）の運搬容器で、最大容積が五百ミリリットル以下のものについては、同項第四号に掲げる表示をすることを要せず、かつ、同項第一号及び第三号の表示についてそれぞれ危険物の通称

の、その他のものにあつては指定数量の十倍以上の危険物（第七十二条第一項に規定する危険物を除く。）を取り扱うもの、延べ面積が六百平方メートル以上のもの又は第二十八条の五十五第二項、第二十八条の五十五の第二項若しくは第三項、第二十八条の五十六第二項若しくは第三項、第二十八条の五十七第二項、第三項若しくは第四項、第二十八条の六十第二項、第三項若しくは第四項、第二十八条の六十の三第二項の一般取扱所

〔二〇五 同上〕

〔二・三 同上〕

（危険物の容器及び収納）

第三十九条の三 〔同上〕

2 前項第一号の内装容器等（内装容器等を他の容器に収納する場合にあつては、当該容器を含む。以下この条において同じ。）にあつては第四十四条第一項各号に定める表示を、前項第二号の容器にあつては同条第一項各号及び第六項各号に定める表示を、それぞれ見やすい箇所にしたものでなければならない。

〔三〇六 同上〕

（運搬容器への収納）

第四十三条の三 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

〔新設〕

2 令第二十九条第一号の規定により、第四十三条第一項第二号に定める運搬容器（次条及び第四十五条において「機械により荷役する構造を有する運搬容器」という。）への収納は、前項（第三号を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。

〔一〇七 同上〕

（表示）

第四十四条 令第二十九条第二号の規定により、運搬容器の外部に行う表示は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

〔新設〕

2 前項の規定にかかわらず、第一類、第二類又は第四類の危険物（危険等級Ⅰの危険物を除く。）の運搬容器で、最大容積が五百ミリリットル以下のものについては、同項第一号及び第三号の表示についてそれぞれ危険物の通称名及び同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表

<p>名及び同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、第四類の危険物に該当する化粧品（エアゾールを除く。）の運搬容器で、最大容積が百五十ミリリットル以下のもについては第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる表示をすることを要せず、最大容積が百五十ミリリットルを超え三百ミリリットル以下のものについては同項第一号及び第四号に掲げる表示をすることを要せず、かつ、同項第三号の注意事項について同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第四類の危険物に該当するエアゾールの運搬容器で最大容積が三百ミリリットル以下のものについては、第一項第一号及び第四号に掲げる表示をすることを要せず、かつ、同項第三号の注意事項について同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。</p> <p>5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第四類の危険物のうち動植物油類の運搬容器で最大容積が二・二リットル以下のものについては、第一項第四号に掲げる表示をすることを要せず、かつ、同項第一号及び第三号の表示についてそれぞれ危険物の通称名及び同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。</p> <p>6 機械により荷役する構造を有する運搬容器の外部に行う表示は、第一項第一号から第三号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一 運搬容器の製造年月及び製造者の名称又はその略号</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>〔7 略</p> <p>（予防規程に定めなければならない事項）</p> <p>第六十条の二 〔略</p> <p>〔2〕5 略</p> <p>6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項において「推進地域」という。）に所在する製造所等の所有者、管理者又は占有者（同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者）に限る。次項において同じ。）が定める予防規程に係る法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>〔7 略</p>	<p>示をもって代えることができる。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、第四類の危険物に該当する化粧品（エアゾールを除く。）の運搬容器で、最大容積が百五十ミリリットル以下のものについては第一項第一号及び第三号に掲げる表示をすることを要せず、最大容積が百五十ミリリットルを超え三百ミリリットル以下のものについては同項第一号に掲げる表示をすることを要せず、かつ、同項第三号の注意事項について同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第四類の危険物に該当するエアゾールの運搬容器で最大容積が三百ミリリットル以下のものについては、第一項第一号に掲げる表示をすることを要せず、かつ、同項第三号の注意事項について同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。</p> <p>5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第四類の危険物のうち動植物油類の運搬容器で最大容積が二・二リットル以下のものについては、第一項第一号及び第三号の表示についてそれぞれ危険物の通称名及び同号に掲げる表示と同一の意味を有する他の表示をもって代えることができる。</p> <p>6 機械により荷役する構造を有する運搬容器の外部に行う表示は、第一項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一 運搬容器の製造年月及び製造者の名称</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>〔7 同上</p> <p>（予防規程に定めなければならない事項）</p> <p>第六十条の二 〔同上</p> <p>〔2〕5 同上</p> <p>6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項において「推進地域」という。）に所在する製造所等の所有者、管理者又は占有者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者）に限る。次項において同じ。）が定める予防規程に係る法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項のほか、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>〔7 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十九条の三、第四十三条の三及び第四十四条の改正規定並びに次項及び第三項の規定は、令和六年二月一日から施行する。

(危険物の容器の表示に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現に存する内装容器等（この省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第三十九条の三第二項に規定する内装容器等をいう。）で、新規則第三十九条の三第二項に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの貯蔵に係る技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、施行日から令和七年七月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(運搬容器の表示に関する経過措置)

3 この省令の施行の際現に存する運搬容器で、新規則第四十四条第一項第四号に定める技術上の基準に適合しないこととなるものの積載方法に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、施行日から令和七年七月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

**危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の
一部を改正する件（案）について**

令和 5 年 5 月
消防庁危険物保安室

「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」及び「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）を改正する。

【概要】

1 リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和

改正後の規則（案）では、蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所について、特定の施設との間の保安距離の確保等の規定を適用しないこととするための条件の一つである出火・類焼対策の基準は、告示で定めることとしている。リチウムイオン蓄電池の出火・類焼対策としては日本産業規格に関連する基準が定められており、これに適合することで足りると判断されることから、告示で定める基準について、以下のとおりとする。（第 68 条の 2 の 2 関係）。

- ・蓄電池設備は、日本産業規格 C8715-2 「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム—第二部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格 C4441 「電気エネルギー貯蔵システム—電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項—電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火、類焼対策がされていること。

2 アルコールを収納したプラスチックフィルム袋に係る運搬容器等の特例の追加

運搬容器に係る性能試験等の結果を踏まえ、以下の改正を行う。

- ① アルコール類を収納する最大容積 1 リットル以下のプラスチックフィルム袋を内装容器としてファイバ板箱（不活性の緩衝材を詰めたものに限る。）の外装容器に収納した容器のうち、告示第 68 条の 5 第 2 項（落下試験）及び第 5 項（積み重ね試験）に規定される基準に適合するものについて、危険物を運搬する容器として使用できることとする（第 68 条の 3 関係）。
- ② アルコール類を収納する最大容積 1 リットル以下のプラスチックフィルム袋を内装容器としてファイバ板箱（不活性の緩衝材を詰めたものに限る。）の外装容器に収納した容器について、落下試験は、運搬容器及び内容物をマイナス 18 度以下に冷却した

状態において実施することを規定する（第 68 条の 5 関係）。

3 繊維強化プラスチック製変圧器に係る機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例の追加

運搬時の安全が確認できたことから、第 4 類の危険物のうち第 3 石油類（引火点が 130 度以上のものに限る。）又は第 4 石油類を収納する繊維強化プラスチック製の変圧器で、一定の基準に適合するものを、危険物を運搬する容器として使用できることとする（第 68 条の 3 の 3 第 2 項関係）。

4 プラスチック容器に係る専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準の追加

実験等で安全性が確認できたため、UNマーク「 H 3 H 1」がある最大容積 10 リットル以下のプラスチック容器について、専ら乗用の用に供する車両による危険物（ガソリン）を運搬する容器として使用できることとする（第 68 条の 4 関係）。

5 運搬容器の内圧試験に係る規定の整備

関係法令の規定を踏まえ、運搬容器の安全性に関する試験基準の「内圧試験」（容器の内部圧力を一定の圧力にした場合に漏えいがないことを確認する試験。）について、次の 2 通りの圧力を基準として追加する（第 68 条の 5 関係）。

- ・ 収納する危険物の 55 度におけるゲージ圧力の 1.5 倍の圧力による方法
- ・ 収納する危険物の 50 度における蒸気圧の 1.75 倍の圧力から 100 キロパスカルを減じた圧力又は 100 キロパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力による方法

【施行日】

公布と同日。ただし、(4)に係る改正規定（第 68 条の 4 関係）については、令和 6 年 2 月 1 日。

○総務省告示第 号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第二十八条の六十の四第四項第四号、第三十九条の三第一項第一号並びに第四十三条第一項第一号及び第二号、第二項並びに第四項第一号の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(蓄電池設備の基準)

第六十八條の二の二 規則第二十八條の六十の四第二項及び規則第二十八條の六十の四第五項第四號の告示で定める基準は、日本産業規格C八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部分…安全性要求事項」若しくは日本産業規格C四四四―一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものとする。

(容器の特例)

第六十八條の二の三 規則第三十九條の三第一項第一號の規定に基づき、次の各号に掲げる容器は、規則別表第三又は別表第三の二の基準に適合する容器と安全上同等以上であると認める。

〔一・二 略〕

〔二の二〕 第四類の危険物のうちアルコール類を収納する最大容積一リットル以下のプラスチッククフィルム袋
〔三〇七 略〕

(運搬容器の特例)

第六十八條の三 規則第四十三條第一項第一號ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる運搬容器は、規則別表第三又は別表第三の二の基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

〔一 略〕

〔一の二〕 前条第二号の二に掲げる容器を内装容器としてファイバ板箱(不活性の緩衝材を詰めたものに限る。)の外装容器に収納したもので、第六十八條の五第二項及び第五項に定める基準に適合するもの

〔一・三 略〕

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例)

第六十八條の三の三 [略]

2 前項に掲げるもののほか、規則第四十三條第一項第二号ただし書の規定に基づき、第四類の危険物のうち第三石油類(引火点が百三十度以上のものに限る。)又は第四石油類を収納する変圧器、リアクトル、コンデンサーその他これらに類する電気機械器具(同号イからホまでに定める基準に適合する金属製、陶磁器製又は繊維強化プラスチック製(変圧器に限る。))のものに限る。)は、規則別表第三の四の基準及び同号イからへまでの基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

(専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準)

第六十八條の四 [略]

2 規則第四十三條第二項に規定する運搬容器の構造及び最大容積の基準は、次の表のとおりとする。

[新設]

第六十八條の二の二 [同上]

(容器の特例)

〔一・二 同上〕

[新設]

〔三〇七 同上〕

(運搬容器の特例)

第六十八條の三 [同上]

〔一 同上〕

[新設]

〔一・三 同上〕

(機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例)

第六十八條の三の三 [同上]

2 前項に掲げるもののほか、規則第四十三條第一項第二号ただし書の規定に基づき、第四類の危険物のうち第三石油類(引火点が百三十度以上のものに限る。)又は第四石油類を収納する変圧器、リアクトル、コンデンサーその他これらに類する電気機械器具(同号イからホまでに定める基準に適合する金属製又は陶磁器製のものに限る。)は、規則別表第三の四の基準及び同号イからへまでの基準に適合する運搬容器と安全上同等以上であると認める。

(専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準)

第六十八條の四 [同上]

2 [同上]

運搬容器の構造	最大容積 (単位ℓ)
金属製ドラム (天板固定式のもの)	二十二
金属製容器	二十二
プラスチック容器 (プラスチックドラムを除く)	十

備考

一 「鋼製ドラム」の構造は、日本産業規格 Z 一六〇一「鋼製ドラム (液体用)」の四種 H 級に適合するものであつて、かつ、口金が日本産業規格 Z 一六〇四「鋼製ドラム用口金」又は日本産業規格 Z 一六〇七「金属板製口金 (缶用)」の A 型に適合するものであること。

二 「プラスチック容器」は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に適合していることが認められていることを示す表示 (UN) 及び容器記号 3H1 が付されているものに限る。

(運搬容器の試験)

第六十八条の五 「略」

2 落下試験及び落下試験における基準は、次のとおりとする。

一 落下試験は、次に定めるところによること。

「イ・ロ 略」

ハ 運搬容器のうち、外装容器がプラスチック容器であるもの、プラスチック内容器付きのもの、内装容器がプラスチック容器であるもの又はプラスチックフィルム袋 (第六十八条の三第一項第一号の二に掲げるプラスチックフィルム袋に限る。) であるものにあつては、運搬容器及び内容物をマイナス十八度以下に冷却した状態において試験を実施すること。

「ニ 略」

「3 略」

4 内圧試験及び内圧試験における基準は、次のとおりとする。

一 内圧試験は、次に定めるところによること。

運搬容器の構造	最大容積 (単位ℓ)
金属製ドラム (天板固定式のもの)	二十二
金属製容器	二十二

備考 「鋼製ドラム」の構造は、日本産業規格 Z 一六〇一「鋼製ドラム (液体用)」の四種 H 級に適合するものであつて、かつ、口金が日本産業規格 Z 一六〇四「鋼製ドラム用口金」又は日本産業規格 Z 一六〇七「金属板製口金 (缶用)」の A 型に適合するものであること。

(運搬容器の試験)

第六十八条の五 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 運搬容器のうち、外装容器がプラスチック容器であるもの、プラスチック内容器付きのもの又は内装容器がプラスチック容器であるものにあつては、運搬容器及び内容物をマイナス十八度以下に冷却した状態において試験を実施すること。

「ニ 同上」

「3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

<p>「イ 略」</p> <p>ロ 運搬容器は、次に掲げる水圧力のうちいずれかの圧力（危険等級Ⅰの危険物を収納するものにあつては、次のいずれかの圧力と二百五十キロパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力）を五分間（プラスチック製のものにあつては、三十分間）加えて試験を行うこと。</p> <p>(1) 収納する危険物の五十五度におけるゲージ圧力の一・五倍の圧力</p> <p>(2) 収納する危険物の五十五度における蒸気圧の一・五倍の圧力から百キロパスカルを減じた圧力又は百キロパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力</p> <p>(3) 収納する危険物の五十度における蒸気圧の一・七五倍の圧力から百キロパスカルを減じた圧力又は百キロパスカルの圧力のうちいずれか高い方の圧力</p> <p>「二 略」</p> <p>「5 略」</p>	<p>「イ 同上」</p> <p>ロ 運搬容器は、次に掲げる水圧力のうちいずれか高い方の圧力を五分間（プラスチック製のものにあつては、三十分間）加えて試験を行うこと。</p> <p>「新設」</p> <p>(1) 収納する危険物の五十五度における蒸気圧の一・五倍の圧力から百キロパスカルを減じた圧力</p> <p>(2) 百キロパスカル（危険等級Ⅰの危険物を収納するものにあつては二百五十キロパスカル）の圧力</p> <p>「二 同上」</p> <p>「5 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第六十八条の四の改正規定は、令和六年二月一日から施行する。